

## ニュージーランドにおける事故補償

### — 1972年事故補償法の経験 —

飯塚和之

#### I はじめに

1974年4月1日以降、ニュージーランドでは、事故による身体侵害を被った人々は、1972年事故補償法 (Accident Compensation Act 1972 (1972 (No. 43)) による給付を受けることになった。この立法は、「数10年にわたる社会福祉の領域で生じた、もっとも顕著な発展として、多くの人々によって考えられている<sup>(1)</sup>」。この新立法の最大の特徴は、新しい補償制度の導入と引き換えに、「この国のコモン・ローの相続財産の偉大な法的権利の一つが消滅させられた<sup>(2)</sup>」ことである。コモン・ロー上の損害賠償請求権の廃止がそれである。請求権の全面的廃止には、一部に批判もみられるが<sup>(3)</sup>、新制度は、多くの論者により、肯定的に評価され、歓迎されている<sup>(4)</sup>。

筆者は、別稿<sup>(5)</sup>で、この事故補償法 (以下、本法という。) を紹介するにあた

原稿受領 1978年9月5日

- (1) J. A. B. O'Keefe and W. L. Farrands, *Introduction to New Zealand Law*, p. 250 (1976).
- (2) W. G. Clayton, *The Accident Compensation Act — A Protest and a Prediction*, [1974] *New Zealand Law Journal* 185.
- (3) Ken H. Marks, *A First in National No-Fault — The Accident Compensation Act 1972 of New Zealand*, 47 *Australian Law Journal* 516 (1973).
- (4) Geoffrey W. R. Palmer, *Accident Compensation in New Zealand: The First Two Years*, 25 *Am. J. Comp. L.* 1 (1977).
- (5) 飯塚和之「ニュージーランドにおける事故補償法と自動車事故」、『ジュリスト』609号86頁 (1976年)。

Kazuyuki Iitsuka und Ralph Glücksmann, *Die neuseeländische Sozialgesetzgebung zur Entschädigung von Unfallopfern — Accident Compensation Act 1972 —*, *Vierteljahresschrift für Sozialrecht* Band 4, Heft 4, S. 349, (1976) (J.

り、それが事故補償法史上、画的的な意味を有することを指摘しておいた。つぎに、それを再述しておこう。すなわち、「第一は、被害者救済の方法としてのコモン・ロー上の損害賠償訴訟の廃止である。それに代わって、国が管掌する新しい社会保険補償制度が創設された。

第二には、事故の種類につき、自動車事故はもちろん、労働災害その他のあらゆる事故を包摂し、その被害者を一個の統一した補償制度のもとで取り扱うことにしたことである。

第三は、事故防止、リハビリテーション、補償の三者をトータルに捉え、その執行責任を単一の国家機関に負わせたことである。

第四は、事故補償法の分野に、意思理論に基づく市民法に代えて、社会保障法的性格を有する社会立法を導入したことである。」

わが国でも、近時、多種多様な原因による身体侵害（人身被害）に対する社会保障法的観点をふまえた包括的な補償のあり方が、ようやく注目されつつある<sup>(6)</sup>。公害訴訟や薬害訴訟にみられるように、加害企業の責任性の自覚の点で、市民法のレベルにさえ達していないところからすれば、損害賠償請求の方法による被害者救済の道は、今日の日本では、さらに深化させられなければならないであろう。しかし、同時に、権利としての社会保障の追求を進めるなかで、事故被害者のリハビリテーションをも取り込んだトータルな被害者救済の方向性もさぐられなければならない。ニュージーランドの採用した補償制度は、その方向性の一つを示しているであろう。

本稿は、事故補償法施行後の実際のいくつかを検討し、事故補償法制の将来を<sup>(7)</sup>考えるうえでの参考とすることを目的とする。もっとも、紙幅に制約のある

---

Schweitzer Verlag Berlin) — この論文は、上記ジュリスト論文を一部修正のうえ、西ドイツの友人Ralph Glückmann（現在、Rechtsanwalt）の協力により、西ベルリンの上記雑誌に公表したものである。同論文の他の部分は、ジュリスト論文とほぼ同一であるが、結論部分（V. Schlußbetrachtung）は西ドイツの最近の状況をふまえて書かれているので、本稿の付録として再録することにした。

(6) 「これからの民法学」『ジュリスト』653号99頁（1978年）以下における淡路剛久、加藤雅信、山田卓生各氏の発言。

(7) 1972年事故補償法の内容は、拙稿「前掲論文」に譲る。

本稿では、補償関係で、運用上論議の多い「事故による身体侵害」(personal injury by accident)の概念を検討し、安全(事故防止)およびリハビリテーション関係では、事故補償委員会(Accident Compensation Commission)のそれぞれの分野での役割とその実際の活動を概観するにとどめざるを得ない。

## Ⅱ 事故による身体侵害

### 1 はじめに

本法の補償は、「事故による身体侵害」から生ずる損害を対象とする(s. 5(1), 本法の条文を指す, 以下同じ。)そこで、この「事故による身体侵害」概念の内容如何は、補償の認否にとっては決定的に重要である。本法成立後、このことを直接のテーマとする論文がいくつか公表されているのも、この問題の重大性を示すものといえよう。<sup>(8)</sup>

72年法は、これにつき詳しい規定を置かず、「事故による身体侵害は、本法の第65条から第68条の下での疾病に関して補償が拡張される範囲で、職業病から生ずる労働不能を含む。」(s. 2(1))と述べただけであった。1972年に、労働大臣の任命した委員会の勧告に基づき、「事故による身体侵害」に定義を与える1973年事故補償修正(第2)法案(Accident Compensation Amendment (No. 2) Bill)が提出されたが、議会において疑問が提起され、当該事項は、議会制定法改訂委員会(Statutes Revision Committee of the House)に付託された。<sup>(9)</sup>この委員会は、事故補償委員会その他の関係機関からの意見を聴取した後、勧告を行ない、積極的・包括的な定義を要しないとした。この勧告に基づき、1974年事故補償修正法(Accident Comensation Amendment Act 1974)が、現行の定義(包含・排除式定義)を採用した。<sup>(10)</sup>

(8) D. J. Cochrane, "Personal Injury by Accident" with regard to the Accident Compensation Act 1972", 7V. *U. W. Law Review* 277, A. A. P. Willy "Personal Injury by Accident", [1975] *New Zealand Law Journal* 770.

(9) A. C. C., *Report of the Accident Compensation Commission for the Year ended 31 March 1974*, p. 2. (1974).

(10) A. C. C., *Report of the Accident Compensation Commission for the Year ended 31 March 1975*, p. 2. (1975).

## 2 現行法上の定義

修正後の第2(1)条は、「事故による身体侵害」を次のごとく規定する。

“事故による身侵害”は、

(a) 次のものを含む。すなわち、

(i) いっさいの当該侵害または事故の肉体的および精神的諸結果：

(ii) 医療上、外科上、歯科上または救急上の過誤：

(iii) 本法第65条から第68条の下での疾病または労働上の聾に関して補償が拡張される範囲で、職業病または労働上の聾から生ずる労働不能：

(iv) 1974年事故補償修正法第6条により挿入された本法第105B条で特定されている状態に起因する現実的な身体の侵害：

(b) 先行するパラグラフに規定されている場合を除いて、次のものは含まない。すなわち、

(i) 心臓血管または脳血管エピソードにより惹起された身体または精神への損害。ただし、そのエピソードが、それに罹った者にとって異常、過度または通常でない努力、緊張または圧迫の結果であり、かつその努力、緊張または圧迫が、その者の被用者としての雇用に起因し、かつ雇用の過程で生じるものである場合を除く：

(ii) もっぱら、疾病、感染または加齢によって惹起された身体または精神への損害。

## 3 問題領域

上記のように、立法が積極的・包括的定義を与えなかったこともあって、本法施行以来、すでに「事故による身体侵害」の有無が問題とされ、いくつかの事例で、事故補償委員会の決定にたいして審査請求がなされ、さらにそれを不服として<sup>(11)</sup>上訴が提起された例もある。問題は、次の諸領域で生じている。<sup>(12)</sup>

(11) 事故補償委員会の決定にたいする不服申立、上訴手続は四審制が採用されている。簡単には、拙稿「前掲論文」92頁参照。

(12) A.C.C., *A Brief Description of the Accident Compensation Scheme operating in New Zealand*, pp. 9-11. (1976).

## (1) 心臓発作

第2(1)(b)(i)条がこの点を規定している(前記条文参照)。この規定は、従来、労働者補償法(Worker's Compensation Act)が保護を与えてきた人々につき、それを確認したものである。すなわち、被用者が、雇用に関連して特別の努力その他の結果、心臓発作を起した時にのみ補償することにしたのである。事故補償上訴庁(Accident Compensation Appeal Authority)に持ち込まれた上訴例では、たとえば、① 車を運転中、道路から川に落ち、這い上がって他の車で運ばれる途中、心臓発作で死亡した事例で、その者が被用者でなかったから、第2(1)(b)(i)条は適用できず、また、第2(1)(a)(i)条の適用もなしとして上訴を棄却したもの<sup>(13)</sup>、② 自営者のテレビ・サービス員がテレビを持ち上げた結果、心臓発作に罹った事例で、同じく、上訴人が被用者でなかったので、第2(1)(b)(i)条での補償は認められず、被用者でない者は、心臓発作が事故それ自体からもたらされた力から生じたことを立証し得る時に、第2(1)(a)(i)条で回復することができる、としたが、本件はそれに当たらないとしたものなどがある<sup>(14)</sup>。

## (2) 医療過誤

ニュージーランドでは、医師は、「医師法」(Medical Practitioners' Act)により、高度な医学資格を求められる。コモン・ローの下では、医療過誤訴訟は、極めて少なかった。しかし、1974年修正法により、「事故による身体侵害」の定義のなかに、「医療上、外科上、歯科上または救急上の過誤」が含まれることになった。特定の事実が医療過誤になるか否かは、それぞれの事件の事実問題である<sup>(15)</sup>。

① 上訴の例 ある者が、入院し虫垂炎の手術を受けたが、翌日、心臓発作で死亡した。死亡は、小腸の梗塞に起因する出血とショックによる心臓麻痺に

(13) Appeal by I. M. Greenaway (Accident Compensation Appeal Authority Decision 38), *ACCReport* Sept. 1977, p. 32.

(14) Appeal by G. A. Petty (A. C. A. A. Decision 54), *ACCReport* Nov. 1977, p. 57.

(15) Vgl. Ralph Glücksmann, "Die Begriff des ärztlichen Kunstfehlers", *ZRP* 1977, 128.

よるものであった。審査請求も棄却され、上訴庁への上訴がなされた。死亡が、診断または治療上の不作為の結果であるとの十分な証拠がないとの理由で上訴<sup>(16)</sup>棄却。

② 審査請求の例<sup>(17)</sup>

(i) 請求者は、精管切断手術を受けた後、感染した血腫の結果、嘔吐、陰のうの痛み、膨脹、褪色などの重い後遺症に罹った。その結果、治療のため入院することになった。請求認容。請求者は、「事故による身体侵害」を被った。

(ii) 請求者は、歯の膿瘍の治療を歯科医により受けた。医者は、歯根の充填物が健全と考えたが、正しくなく、膿瘍が再びあらわれた。請求棄却。なんらの歯科上の過誤も「事故による身体侵害」も存在しなかった。

(iii) 請求者は、静脈瘤の手術後、肺塞栓を起こした。請求棄却。なんらの「事故による身体侵害」も医療過誤も存在せず、塞栓は知られた危険の現出にすぎない<sup>(18)</sup>。

(iv) 被害者は、前立腺の手術を受けたが、腺の被膜が手術中、偶然に刺された。外科医は、それに気づき、さらに膀胱からもれた液体を排出するために切開を行なった。被害者は、手術後、麻痺性の腸閉塞に罹り、さらに手術を受けた。その手術中に、被害者はS字結腸に壊疽部分を有することがわかり、結腸切開手術を受けた。その後、腎臓衰弱を起し、死亡した。請求認容。「事故による身体侵害」とされた。

(v) 請求者は、子宮内具を装着された。その後、彼女は苦痛を感じたが、子宮内具が子宮ではなく、腹膜についていたためである。この位置に達するには、子宮の壁を通過しなければならなかった。請求棄却。なんらの「事故による身体侵害」も医療過誤も存在しなかった。

(3) アレルギーおよび皮膚炎

アレルギーやある種の皮膚炎に敏感であることは、個人的特異体質とみなさ

(16) Appeal by S. M. Collier (A. C. A. A. Decision 9), ACCreport Nov. 1976, p. 58.

(17) 以下の諸事例は、Palmer, *op. cit.*, pp. 38-39 による。

(18) 拙稿「前掲論文」94頁。

れ、それ自体では補償されない。しかし、本法第67条により、皮膚炎がその者の雇用の性質に起因する場合には、それは、「事故による身体侵害」とされる。ゴム、プラスチックおよびその他の石油化学工業は、通常の人々に、皮膚炎を生ずる。それらは、第67条により補償される。

#### (4) ヘルニア

これについては、第66条が規定する。ヘルニアに起因する稼働者の労働不能は、次のような条件の下で、「事故による身体侵害」に起因する労働不能とされる。まず、そのヘルニアは最近はじめて現われたか (s. 66(1)(a)(i))、既存のヘルニアの加重されたものでなければならない (s. 66(1)(a)(ii))。また、ヘルニアの兆候は、直前に、雇用に起因し、かつ雇用の過程で生ずる緊張その他の事故に先立たれねばならない (s. 66(1)(b))。さらに、稼働者は、使用者に、緊張その他の事故後、直ちに自分の状態を報告し、仕事をやめなければならない (s. 66(1)(c))。

#### (5) 職業病

本法は、疾病に罹った人々にたいして、その疾病が「事故による身体侵害」か、またはその者の雇用の性質に起因する場合でなければ、補償を与えない (s. 67)。職業病では、その疾病が雇用の性質に起因することが必要である。雇用は、それにより特定の疾病を惹き起こしがちな、なんらかの固有の特徴を有する。ある雇用にとって、その疾病を惹き起こすことの傾向が証明されねばならない。この不確実性を除去するために、改革案として、一定の疾病は、一定の職業に起因するとする付表を導入すべきことが主張されている。<sup>(19)</sup>

### Ⅲ 安全 (事故防止)

#### 1 制定法の規定

事故の発生の予測されるすべての分野での安全の促進は、本法の第一の目的である。第4条は、本法の目的の一つとして、「事故を防止し、侵害を最小限にすることを目的として安全を促進すること」(s. 4(1)(a))を掲げた。さらに、

(19) Palmer, *op. cit.*, p. 40.

第43条は、事故補償委員会に一般安全の促進の任務を負わせたが、その際の委員会の関心は、「(a)人的被害を回避すること、および、(b)人的資源の損耗を防止し、かつ効率と生産性を援助すること」におかれる（s. 43(2)(a)(b)）。この社会立法の政策的意図の一つ（労働力政策）を率直に表現した規定である。

ついで、第44条は、安全促進における委員会の機能を詳細に規定する（s. 44(2)(a)～(h)）。

- 「(a) 教育およびあらゆるマス・メディアによる公表の手段によって、安全および事故・身体侵害・職業病の防止への関心を刺激し、支持すること：
- (b) 安全文献、安全情報、および安全活動とその結果についての報告書を公表し・普及すること、また、委員会により得られた安全に影響を与える知識の、社会全体への適用を確保すること：
- (c) 安全キャンペーン、安全展示および安全教育コース（一般のものであれ特殊のものであれ）ならびに特別安全手続の説明コースをスポンサーし、援助し、運営すること：
- (b) 安全および事故・身体侵害・職業病の防止に関係する組織・グループをスポンサーし、支援し、育成すること：
- (e) 安全を促進し、事故・身体侵害・職業病を防止するに際して、工業、商業、政府部省、地方当局およびその他の団体・組織の仕事を刺激し、補足し、かつそれらと協力すること：
- (f) 事故・身体侵害・職業病の原因、発生率、費用および防止方法の調査、ならびにそのような調査活動のための適切な設備を有する人物、政府部省または団体と打ち合わせをすること：
- (g) 事故・身体侵害・職業病の適当な記録に関する要件を決定し、かつそのためなされるべき準備をし、または整えること：また、その目的のために、関係の政府部省、団体および個人と協力すること：
- (h) すべての分野での事故・身体侵害の数と酷さ、および職業病の発生を減ずる新しい方法を継続的に探究すること。」

以上のように、委員会の安全の分野での役割は、教育的、総合的、支持的で



ある。委員会は、安全・リハビリテーション・補償の分野で、委員会の活動を財政的に支える負担金 (levy) の徴収の場合を除いて、執行力または処罰権限を有していない。<sup>(20)</sup>

## 2 事故補償委員会の活動

委員会は、安全・事故防止のための担当部として、安全部 (Safety Division) の設置を義務づけられていた (s. 45) が、これを設置した。ついで、安全部は、労働者補償委員会 (Workers' Compensation Board) の解散に伴ない、その下にあったニュージーランド全国安全協会 (National Safety Association of New Zealand) を吸収した。

安全の任務を担当する者として、安全アドバイザー (Safety adviser) が任命されている。安全アドバイザーは、各地方の事務所に配属され、工場その他の場所を訪れ、専門的相談に応じ、講演や展示を行なう。

委員会は、新しい試みとして、二つの諮問評議会を設置した。「労働安全諮問評議会」 (Occupational Safety Advisory Council) は、産業界各団体の経験ある学識者から構成され、労働安全や労働事故の防止について、委員会に勧告や実際の助言を行なうことを任務とする。「家庭内安全諮問評議会」 (Home Safety Advisory Council) は、同じく、家庭内での危険の問題について、委員会に勧告・助言を行なう。

安全部の具体的活動状況を1976—1977年度の委員会の年次報告書から知ることができる。<sup>(21)</sup>

(i) この年度に、委員会は、583回の事故防止講座を開催し、24,000人が参加した。安全アドバイザーは、6,000ヶ所以上の工場その他を訪れ、相談に応じ、安全調査を行なった。

(ii) 労働安全の分野では、6回のフォーク・リフトの安全利用のためのセ

(20) J. L. Fahy, "The Role of the Accident Compensation Commission in the Field of Safety, ACCReport Mar. 1978, p. 22.

(21) A. C. C., *Report of the Accident Compensation Commission for the Year ended 31 March 1977*, pp. 3-5. (1977).

ミナーを開き、また、建設業専門の安全アドバイザーを任命した。9回のトップ経営者対象のセミナーを開いたが、これは、安全は重役室から始まると、委員会が信じているからであり、トップマネジメントに対して、事故防止はたんなる人道主義の問題ではなく、財産損害や、収益に関わる問題であることを認識させるためである。また、25人以上の従業員を雇っている使用者を対象とし、6ヶ月間にわたって、訪問助言キャンペーンを行ない、委員会の安全促進活動を知らせた。

(iii) 地方安全 (rural safety) の分野では、各地方の安全アドバイザーが充実されるに従がい、従来の「農場安全」(farm safety) から、ニュージーランド人口の4分の1を占める「地方安全」というより広い概念を使うことにした。これらのアドバイザーの長期目標は、① 地方コミュニティの人々が安全を「生き方」として理解し、表現することを可能にすること、② 事故を最小限にとどめ、死亡を防止し、侵害の数と酷さを減ずること、③ 事故から生ずる生産の損失や財産損害を減少させることである。

(iv) 家庭内安全の分野では、委員会は、コミュニティ教育講座を企画し、家庭内安全製品のデザインに関し、製造者と協力したり、家屋の安全に関して、住宅建設団体に積極的に働きかけた。また、半年間にわたって、テレビIと共同で、家庭内事故キャンペーンを行なっている。

(v) 委員会は、各種の安全促進団体と協力関係を有しているが<sup>(22)</sup>、この年度には、147,004ドルの財政援助をいくつかの団体に対して行なった。

この他に、安全分野を中心としながら委員会の全般的活動の広報誌として、1976年1月に、ACCreport を発行した(年6回刊)。また、1975年、1976年には、全国安全フォーラム (National Safety Forum) を開催し、各分野の安

(22) たとえば、National Port Safety Council, New Zealand Building Industry Accident Prevention Committee, New Zealand Rubber Manufacturers' Safety Committee, Canterbury Rubber Industrial Safety Committee, New Zealand Electrical Safety Committee, New Zealand Rural Safety Committee, New Zealand Water Safety Council, Industrial Chemicals Committee などと協力関係を有する。

全問題を討議した。

#### Ⅳ リハビリテーション

被害者のリハビリテーションを実施する責任も、事故補償委員会に置かれた。金銭による補償では、一時金払いに加えて、定期金払いの救済方法を新しく採用したが、このリハビリテーションも、損害賠償制度の下では実施が困難な救済の方法と言ってよく、この点にこの事故補償制度の社会保障的側面が最も強くでていて、と言えよう。

##### 1 制定法の規定

安全の促進と並んで、第4条は、本法の目的として、「本法のもとで補償対象となる事故による身体侵害を被る人々のリハビリテーションを・当該すべての人々にとって可能である完全な肉体的、精神的、社会的、職業的、経済的有用性の回復を求めて・促進すること」(s. 4(1)(b))と規定する。さらに、第48条は、委員会に被害者のリハビリテーション計画の作成を義務づけたが、その計画の目的は、次のごとくである。

「(a) 被害者らの障害を考慮して、可能な限り速い、彼らに可能な完全な肉体的、精神的、社会的適応性の回復；および

(b) 適切であれば、彼らに可能な完全な職業的、経済的な有用性の回復；および

(c) 適切であれば、彼らの雇用への復帰または配置。」(s. 48(2)(a)(b)(c))

また、リハビリテーションの促進に関する委員会の機能は、第49条が細密に定める。紙幅節約のため、委員会の要約したものに従えば、それらは次のごとくである。<sup>(23)</sup>

「障害者のリハビリテーションに関係する政府部省、病院局、その他の団体・組織、および医学・歯科学の専門家その他の補助職業者との調和的關係を

(23) A. C. C., *A Brief Description of the Accident Compensation Scheme operating in New Zealand* p. 33 (1976).

確立すること。」

「障害者を、彼らの以前の雇用に戻させること、復帰できない人々の訓練または再訓練を保障すること。」

「適切な場合には、彼らが、適した雇用を確保できるように、彼らの技術と才能の開発を援助すること；これは、試験や年季の完成や、雇用または職業の資格を得るためのその他の訓練に関する特別の用意形態をとる；また、正当と思われる場合には、財政的援助を与え、同じく、委員会のリハビリテーション・サービスの妥当な進展にとって必要と考えられる、なんらかの追加的教育、訓練またはその他の便宜を奨励し、支持し、育成すること。」

この他にも、委員会は、障害者の家庭への適応を援助し、その際、車椅子その他の補助具を供給し、必要とあれば、自動車への適応も援助する。また、リハビリテーション関係の各種の情報を公布することもその役割の一つとされる。さらに、委員会は、リハビリテーション・サービスの実効性を評価したり、リハビリテーション関係の研究をし、報告書を発行する。また、リハビリテーション関係の団体を支援し、支持し、育成する。

## 2 事故補償委員会の活動

この領域の担当部は、医事・リハビリテーション部 (Medical and Rehabilitation Division) である。発足当初は、委員会の時間のほとんどは、補償関係の運営に費やされていたが、次第に、リハビリテーションや安全の分野にも、目が行くようになった。

この部の役割の一つは、渉外担当官 (liaison officer) により遂行される。彼らは、委員会の事務所が置かれている各地域 (Whangarei, Auckland, Hamilton, Rotorua, Gisborne, Napier, New Plymouth, Palmerston North, Wellington, Nelson, Christchurch, Dunedin, Invercargill) において任命されている。渉外担当官の任務は、侵害を被った人々やリハビリテーションを求める人々を援助することにある。彼らは、病院、リハビリテーション機関、政府部省、使用者組織、被用者組織などと協力し、事故被害者のリハビリテー

ジョンのための最善の利益のために、仕事をする。その任務の一部には、被害を受けた人々に、本法の下での彼らの権利や、請求しうる給付、請求方法について助言することも含まれている。<sup>(24)</sup>

1974～1975年度に11名であった渉外担当官の人数は、1978年3月現在で38名になっており、1977～1978年度に、彼らガリハビリテーションについて援助を与えた申請者の数は、5,000名を数え、これは前年度に比べ2,000名の増となっている。<sup>(25)</sup> さらに、具体的な活動には、リハビリテーションのための家屋の改造、自動車の改装、車椅子、タイプライター、自動回転ベッドその他の補助具の支給があった。

委員会は、また、多くのリハビリテーション関係組織と協力関係を有する。<sup>(26)</sup> 委員会は、リハビリテーションの分野では、相対的に新しい組織である。しかし、その登場は、ニュージーランドのリハビリテーションの促進に新しい広がりをつけ加えた、と評価されている。<sup>(27)</sup>

## V その他

このほかにも、検討すべき課題は多い。補償の実際を給付件数や給付額の側面から明らかにすること、事故補償委員会運営上の費用の問題、負担金徴収と事故防止との関係、不服申立制度の運用状況、コモン・ロー訴訟の廃止による影響（補償項目の比較、不法行為法体系への影響など）、事故補償体系と社会保障体系との関係・調整問題その他であるが、これらは他日を期したい。

(24) J. L. Fahy, *Accident Compensation Coverage— The Administration of the Accident Compensation Act 1972*, p. 28 (1978).

(25) A. C. C., *Report of the Accident Compensation Commission for the Year ended 31 March 1978*, p. 2 (1978).

(26) たとえば、National Civilian Rehabilitation Committee, Advisory Council for the Community Welfare of Disabled Persons, Co-ordinating Councils for the Disabled, Board of Management of the Rehabilitation League N. Z. (Inc.) など。

(27) A. C. C., *Report of the Accident Compensation Commission for the Year ended 31 March 1977*, p. 5 (1977).

[付録]

Kazuyuki Iitsuka und Ralph Glücksmann

**Die neuseeländische Sozialgesetzgebung  
zur Entschädigung von Unfallopfern  
— Accident Compensation Act 1972 —**

Übersicht

- I. Einleitung
  - II. Frühere Ausgleichssysteme und Reformvorschläge
    - 1. Schadensausgleich vor dem 1. April 1974
      - a) Zivilrechtlicher Schadensersatzanspruch
      - b) Betriebsunfallversicherung
    - 2. Reformvorschläge
      - a) Das „Committee on Absolute Liability“
      - b) Die Woodhouse-Kommission
      - c) Die Leitsätze des Woodhouse-Reports
  - III. Der Accident Compensation Act 1972
    - 1. Gliederung des Gesetzes
    - 2. Ziele des Gesetzes
    - 3. Ausschluß des Zivilrechtswegs
    - 4. Die Accident Compensation Commission (A. C. C.)
    - 5. Anwendungsbereich und Finanzierung der verschiedenen Ausgleichsschemata
  - IV. Praxis des neuen Ausgleichssystems
    - 1. Zusammensetzung und Verwaltung der Kommission
    - 2. Änderung des Gesetzes
    - 3. Schadensausgleich
    - 4. Rechtsmittel
      - a) „Application for Review“
      - b) Appellation an die „Accident Compensation Appeal Authority“
  - V. Schlußbetrachtung
- a) Das „Earner's Scheme“
  - b) Das „Motor Vehicle Accident Scheme“
  - c) Das „Supplementary Scheme“
  - 6. Umfang des Schadensausgleichs
    - a) Medizinische Behandlung und ähnliches
    - b) Arbeitsunfähigkeit
    - c) Sonstige Vermögensschäden
    - d) Nichtvermögensschäden
    - e) Ausgleich im Todesfall
    - f) Sonstige Regelungen
  - 7. Verfahren und Rechtsmittel

Nach der Lektüre des A. C. A. stellt sich zunächst die Frage, ob in Neuseeland besondere Voraussetzungen zur Einführung einer derart weitgehenden Sozialgesetzgebung vorgelegen haben. Einige Tatsachen verlangen in diesem Zusammenhang Aufmerksamkeit: Für die praktische Durchführbarkeit eines solchen Aus-

※ 注(5)に記したように, 以下は,

*Vierteljahresschrift für Sozialrecht* Band 4, Heft 4 1976 (J. Schweitzer Verlag Berlin) からの, V. Schlußbetrachtung 部分の抜粋である。掲載誌は, 比較的新しい社会法に関する専門誌で, わが国ではあまり知られていないこともあり, 部分的ではあるが再録することにした。

gleichssystems ist wesentlich, daß Neuseeland nur etwa 3 Millionen Einwohner hat und die Strukturierung der Gehälter sehr homogen ist. Zudem wurde in Neuseeland seit jeher konsequent an der sozialen Sicherung der Bevölkerung gearbeitet; schon vor Verabschiedung des A.C.A. wies das Land ein gutes Sozialversicherungssystem auf. Auch das politische Klima mag entscheidend gewesen sein; die Arbeit an der Gesetzgebung wurde von den beiden großen Parteien des Landes (National Party und Labour Party) unterstützt, ohne daß der Geist der „Sozialisierung“ beschworen wurde.

Aus der Sicht des neuseeländischen Gesetzgebers erscheinen die herkömmlichen Entschädigungssysteme als historisch notwendige Übergangslösungen auf dem Wege zu einer vollständigen sozialen Sicherung von Unfallopfern. Diese Betrachtungsweise öffnet den Blick für zukünftige Anwendungsbereiche des neuen Ausgleichssystems: Unzureichende Entschädigungsregelungen bestehen unter anderem im Bereich der Produzentenhaftung, für Personenschäden, die durch Umweltverschmutzung verursacht worden sind, und für den bereits angesprochenen Bereich der ärztlichen Kunstfehler. Wie schon das Änderungsgesetz von 1974 werden sich wohl auch künftige Änderungen des A.C.A. mit der Verschmelzung der Begriffe „Unfall“ und „Krankheit“ beschäftigen. Am Ende könnte die Gleichbehandlung aller Arten von Körper- und Gesundheitsbeschädigungen stehen, ohne Rücksicht auf die Art der Ursache.

Es bleibt abzuwarten, ob das neuseeländische Gesetz eine ähnliche Verbreitung finden wird wie das Unfallversicherungsgesetz von 1884, welches sich gegen alle Bedenken nicht nur in Deutschland, sondern in der ganzen Welt durchgesetzt hat. Der A.C.A. ist keine typische Schöpfung des „Common Law“, die eine Übertragung auf die kontinentalen Rechtssysteme verbieten würde. Einstweilen ist sein Einfluß nur im anglo-amerikanischen Rechtskreis spürbar. In Australien erarbeitete eine Kommission unter dem Vorsitz von A. W. Woodhouse den „Report of the National Committee of Inquiry into Compensation and Rehabilitation in Australia“<sup>51</sup>, der erwartungsgemäß zu ähnlichen Ergebnissen führte wie der Woodhouse-Report. Aus diesem Bericht ist inzwischen ein Gesetzesentwurf hervorgegangen (National Compensation Bill, 1974), der auf seine Verabschiedung wartet. In England wurde eine Königliche Kommission unter dem Vorsitz von Lord Pearson ins Leben gerufen, die die Möglichkeit der Einführung eines neuen Ausgleichssystems begutachten soll.<sup>52</sup> Ihr Bericht ist aber noch nicht veröffentlicht. Der Verwirklichung eines dem A.C.A. ähnlichen Systems wird momentan aber aus finanziellen Gründen keine große Chance gegeben. Dieselben Gründe dürften für die

51 Australian Government Printing Service, 1974, Vol. I, II und Kompendium; vgl. dazu auch *J. F. Keeler*, Report of the National Committee of Inquiry into Compensation and Rehabilitation in Australia. The Adelaide Law Review 1975, S. 121; *Keeler* verweist auch auf einen weiteren Bericht, den „Report of the Law Reform Committee of Tasmania“ (1972).

52 Royal Commission on Civil Liability and Compensation for Personal Injury (1973).

hinausgeschobene Verabschiedung des australischen Gesetzesentwurfs maßgeblich sein.

Der Stand der Reformbemühungen in Deutschland ist gekennzeichnet durch die Diskussion um den Ausgleich von Verkehrsunfallschäden. Dabei konzentrieren sich die Beiträge auf die Frage, ob das bestehende Haftpflichtsystem weiterentwickelt oder durch ein System der sozialen Sicherung ersetzt werden sollte.<sup>53</sup> In der Mehrheit wird in der Literatur eine Reform unter Beibehaltung des privatrechtsrechtlichen Systems befürwortet.<sup>54</sup> Es wird angeführt, daß die Mängel des gegenwärtigen Unfallsystems nicht so schwerwiegend seien, daß eine radikale Änderung notwendig wäre.<sup>55</sup> Die Reformvorschläge beschränken sich hier naturgemäß auf die Lösung von Einzelproblemen des gegenwärtigen Entschädigungssystems. Gleiches gilt für die Bemühungen auf europäischer Ebene.<sup>56</sup>

Vor allem unter dem Eindruck der neuseeländischen Gesetzgebung mehren sich die Stimmen, die ein umfassendes System der sozialen Sicherung von Unfallopfern aller Art für unausweichlich halten.<sup>57</sup> Es fällt auf, daß die als Kritik an einem solchen System vorgebrachten Argumente von der Woodhouse-Kommission ebenfalls erkannt und größtenteils widerlegt worden sind.<sup>58</sup> Tatsächlich würde bei der Einführung eines dem A.C.A. ähnlichen Systems die zivilrechtliche – jedoch

---

53 Zur Einführung in die Problematik sei an Literatur genannt: *von Hippel* Schadensausgleich bei Verkehrsunfällen – mögliche Wege einer Reform ZRP 1973, 27; Soziale Sicherung gegen Unfälle im Straßenverkehr? Schriftenreihe des Deutschen Sozialgerichtsverbandes, Band XIII, Bonn-Bad Godesburg 1975; *Baumann*. Soziale Sicherung gegen Unfälle im Straßenverkehr? VSSR 1975, 1.

54 *Borgmann*, Soll unser System der Zuteilung von Unfallschäden reformiert werden? ZRP 1973, 53; *Güllemann*, Der Ausgleich von Verkehrsunfallschäden – ein ungelöstes Problem, ZRP 1974, 41 ff.; *Baumann*, aaO, S. 30 ff.; vgl. außerdem die Beiträge von *Sieg*, *Winter*, *Deutsch*, *Gitter*, *Köhler*, und *Klingsporn* in: Band XIII der Schriftenreihe des Deutschen Sozialgerichtsverbandes.

55 So ausdrücklich *Sieg*, S. 31, und *Klingsporn*, 117 ff., in: Band XIII der Schriftenreihe des Deutschen Sozialgerichtsverbandes.

56 Vgl. das Europäische Übereinkommen über die Kraftfahrhaftpflicht vom 14. 5. 1973 (European Convention on Civil Liability for Damage caused by Motor Vehicles), European Treaty Series Nr. 79; sowie hierzu *Bartsch*, Die Harmonisierung des Kraftfahrhaftungsrechts – ein Beispiel europäischer Rechtspolitik ZRP 1975, 240.

57 *Hein Kötz*, Sozialer Wandel im Unfallrecht, Karlsruhe und Heidelberg 1976; *von Hippel*, S. 45, in: Band XIII der Schriftenreihe des Deutschen Sozialgerichtsverbandes;

*Schäfer*, Soziale Schäden, soziale Kosten und soziale Sicherung. Argumente für ein Modell zur Integration aller Ausgleichsleistungen für Personenschäden in das soziale Sicherungssystem, Berlin 1972.



nicht die strafrechtliche - Verantwortlichkeit des Schädigers entfallen. Der privaten Versicherungswirtschaft bliebe das Geschäft mit den Sachschäden sowie die zusätzliche Versicherung der die Höchstgrenze der sozialen Entschädigung überschreitenden Verluste. Hinsichtlich der Beweislastverteilung für das Vorliegen einer Unfallschädigung sieht auch die neuseeländische Gesetzgebung keine Änderung des gegenwärtigen Rechtszustandes vor. Hier muß auf die langjährige Erfahrung mit der gesetzlichen Unfallversicherung zurückgegriffen werden.

Der Accident Compensation Act weist in seiner derzeitigen Fassung - wie beinahe jedes neue Gesetz - einige kleinere Mängel auf. So erscheinen Fälle denkbar, in denen ein Schadensausgleich nach dem A.C.A. nicht gewährt wird der Zivilrechtsweg aber gleichwohl gemäß s. 5 ausgeschlossen ist.<sup>59</sup> Im großen und ganzen sind die Lösungen des A.C.A. jedoch ein Wegweiser und werden bei der Planung zukünftiger Gesetzesvorhaben zu beachten sein.

---

58 Zur Kritik vgl. die Diskussionsbeiträge der Verbandstagung in: Band XIII der Schriftenreihe des Deutschen Sozialgerichtsverbandes, S. 95 ff., sowie die entsprechenden Darstellungen *Baumanns*, aaO, S. 9 ff.

59 Vgl. hierzu *A. A. P. Willy*, The Accident Compensation Act and Recovery for Losses arising from Personal Injury and Death by Accident, New Zealand Universities Law Review 1975, Vol. 6, S. 250, 261.